

鳥取県訪問型ジョブコーチ設置促進事業補助金の 事務手続きについて

1. 事業開始

○国の「訪問型職場適応援助促進助成金受給資格認定」を受けている
事業所に限ります。

2. 交付申請提出 (鳥取県商工労働部長が定める日まで)

3. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※この補助金は着手届の提出は必要ありません。(事業開始後の申請となります)

4. 進捗状況の報告 (6月末、9月末、12月末、3月末)

※厚生労働省に提出する「訪問型職場適応援助者支援計画書」の写し、
「支援対象労働者名簿」の写し

5. 事業完了または中止・廃止 (3月末または中止・廃止日)

※事業完了とは:国の「訪問型職場適応援助促進助成金受給資格認定」を受けた
期間までの支援の実施となります。

6. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

◎補助金の支払い

実地検査・確認後に、支払います。

資料提出・問い合わせ先

商工労働部・雇用人材局・雇用政策課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

電話 0857-26-7647 ・ ファクシミリ 0857-26-8169

koyouseisaku@pref.tottori.lg.jp